

足利市景観形成ガイドライン

景観重点地区（足利学校・鑱阿寺周辺地区）



栃木県 足利市

目 次

1. 景観形成ガイドラインとは	1
1-1 景観形成の取組とガイドラインの目的	1
1-2 ガイドラインの使い方	1
2. 景観重点地区について	2
2-1 景観重点地区の区域	2
2-1 景観重点地区の基本方針	3
3. 届出対象行為	4
4. 届出の流れ	5
5. 景観重点地区の景観形成基準	6
5-1 景観形成モデルイメージ	6
5-2 景観形成基準とイメージ	7
A : 建築要素 -----	
(1) 壁面の位置	7
(2) 建築物の高さ	8
(3) 屋 根	9
(4) 外 壁	10
(5) 外階段	14
(6) 窓・ベランダ・バルコニー	14
(7) 建築設備類	15
(8) 建築物の低層部	17
B : 外部空間 -----	
(1) エントランス	18
(2) 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場	19
(3) 敷地の境界部	20
(4) 前面空地	21
C. 附属施設等 -----	
(1) 広告・サイン	22
(2) 屋外照明	23
(3) 屋内照明	23
D. 工作物 -----	
(1) 広告塔、広告板、高架水槽、擁壁等	24
E. その他 -----	
(1) 土地の形質の変更	26
(2) 物件の堆積	26
(3) 植栽緑化	26
6. 景観づくりの進め方	27

1. 景観形成ガイドラインとは

1-1 景観形成の取組とガイドラインの目的

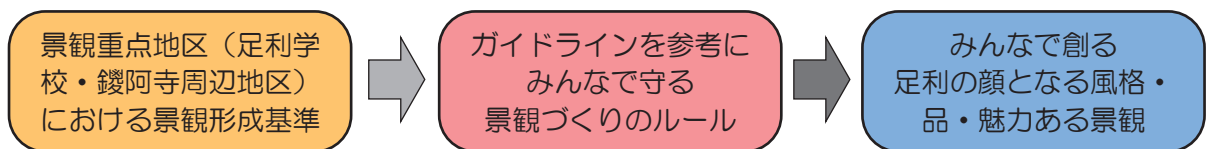
足利市は、足利学校や足利氏ゆかりの鏝阿寺をはじめとする多くの文化遺産や、渡良瀬川の清流や北に連なる緑の山並みなどの自然環境に恵まれ、古くから織物のまちとしても知られる、「歴史」と「伝統」のあるまちです。

当市はまちづくりにおいても、昭和53年に組織した「特色あるまちづくり推進研究会議」における議論に始まる市民参加の長い歴史があります。とりわけこの足利学校・鏝阿寺周辺地区については、伝統的文化都市環境保存地区整備事業や歴史的地区環境整備街路事業等による街路の石畳整備、そして地元住民との協働による民家の修景等によって、これまで歴史的なまちなみ景観の形成に努めてきました。

さらに、平成16(2004)年6月に景観法が施行されたことに伴い、平成20(2008)年3月に当市は景観行政団体へと移行し、平成21(2009)年12月には、良好な景観の形成を推進するための基本方針と推進方策を明らかにし、市民・事業者・行政が協働して景観形成に取り組む際の共通の指針となる足利市景観計画を策定しました。この計画を平成31(2019)年2月に改訂し、この足利学校・鏝阿寺周辺地区を市内最初の景観重点地区として位置付けました。

景観重点地区内で市民・事業者の方々が建築物や工作物の新築等を行う際には、足利市景観計画に定めた景観形成基準（ルール）に基づいた建築物等の形態やデザイン・色彩とし、届出をさせていただく必要があります。

この景観形成ガイドラインは、上記の景観形成基準をイラストや写真でわかりやすく解説したものです。建築等の計画時や市との事前協議の際などにご活用ください。足利学校・鏝阿寺周辺地区の歴史的なまちなみ景観を守り育て、より足利の顔としてふさわしい景観となるよう、皆さんで努めていきましょう。



1-2 ガイドラインの使い方 ※ガイドラインと併せて、「足利市景観計画」をご覧ください。

		【ページ番号】	
景観形成ガイドライン	届出が必要な行為かどうか確認します。	●行為が景観重点地区の区域内かどうか、届出が必要な規模かどうか確認します。 ※景観重点地区内における全ての建築行為が届出対象行為となります。	2～4
	届出の流れを確認します。	●届出に先立ち事前相談に努めてください。 十分な余裕を持った届出をお願いします。	5
	ガイドラインで景観づくりのルールを確認します。	●景観重点地区の景観形成基準の内容やイメージを確認します。 ●景観形成基準に基づいた建築物等の形態やデザイン・色彩の検討・配慮をお願いします。	6～26
	景観づくりの進め方に基づき役割を把握し、協議します。	●市民・事業者・市の役割を確認し、計画について協議をお願いします。 ●協議の中で、足利市歴史的まちなみ修景の補助制度の活用についても確認してください。	27

2. 景観重点地区について

2-1 景観重点地区の区域

「景観計画区域」のうち、特に本市を特徴づけるような景観形成に向けて重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区について、次の「景観重点地区」を定めます。

「景観重点地区」においては、4ページに該当する行為について景観法に基づく届出を行う必要があります。

景観重点地区	地区の概況
足利学校・鏝阿寺周辺地区 【約32ha】	足利学校、鏝阿寺及びその周辺の地区は、本市を代表する歴史・文化の薫りを継承するとともに、本市の顔となる地区です。

■ 足利学校・鏝阿寺周辺地区区域図【約32ha】



※1：国道293号東側沿道及び主要地方道桐生・岩舟線南側沿道については、これらの道路境界から20m以内に立地する建築物又は工作物で、道路から望見できるものが届出の対象となります。

※2：石畳等修景路線のうち破線部分については、大日西土地区画整理事業及び中央土地区画整理事業区域内の区画街路を景観路線として位置付けるものであり、事業の進捗等によっては位置や線形が変更となる場合があります。

2-2 景観重点地区の基本方針

足利学校・鏝阿寺周辺地区は、まちの歴史と文化を代表する地区としてふさわしい景観形成を図るため、景観形成の基本テーマ及び基本方針を次のように設定します。

■景観形成の基本テーマ

足利の顔となる風格・品・魅力ある景観

■景観形成の基本方針

●足利学校、鏝阿寺と調和する風格ある景観【歴史・文化】

- ・足利学校、鏝阿寺が有する歴史・文化を尊び、足利を代表する顔として風格ある景観づくりを進めます。
- ・歴史・文化景観と調和した建築物等のデザイン、色彩等を適切に誘導し、地区の一体的で連続性に配慮した景観形成を図ります。

●豊かで品のある、落ち着いた景観【暮らし】

- ・土地区画整理事業等の面整備に併せ、足利学校、鏝阿寺と共存した品のある落ち着いた住宅地の形成を図ります。
- ・ゆとりある安全な歩行者空間の確保や緑化等により、安全でうるおいのある居住環境を創出し、住み続けたいような景観づくりを進めます。

●歴史と文化が薫る、魅力ある回遊空間【にぎわい】

- ・本市の中心市街地かつ観光拠点として、地域の特性を活かしたにぎわいと魅力ある都市空間づくりに寄与するよう景観形成を図ります。
- ・来訪者や地域住民が交流する快適な集いや憩いの場を創出します。
- ・足利学校、鏝阿寺と調和した店構えの誘導や、緑化等によるエントランス部の演出、広告・サイン等のデザインの配慮など、地区内を楽しく歩き回りながら歴史・文化の薫りが感じられる景観づくりを進めます。

3. 届出対象行為

景観重点地区において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条第1項の規定に基づく届出を行うものとします。

■景観重点地区の届出対象行為

規 模	行 為
《建築物》 すべての建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替え又は色彩の変更
《工作物》 すべての工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替え又は色彩の変更
《開発行為》 すべての開発行為	
《その他》 土地の形質の変更 ・ 変更に係る土地の面積が500㎡以上のもの 物件の堆積 ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが1.5mを超え、 かつ、その用途に係る面積が300㎡以上のもの	

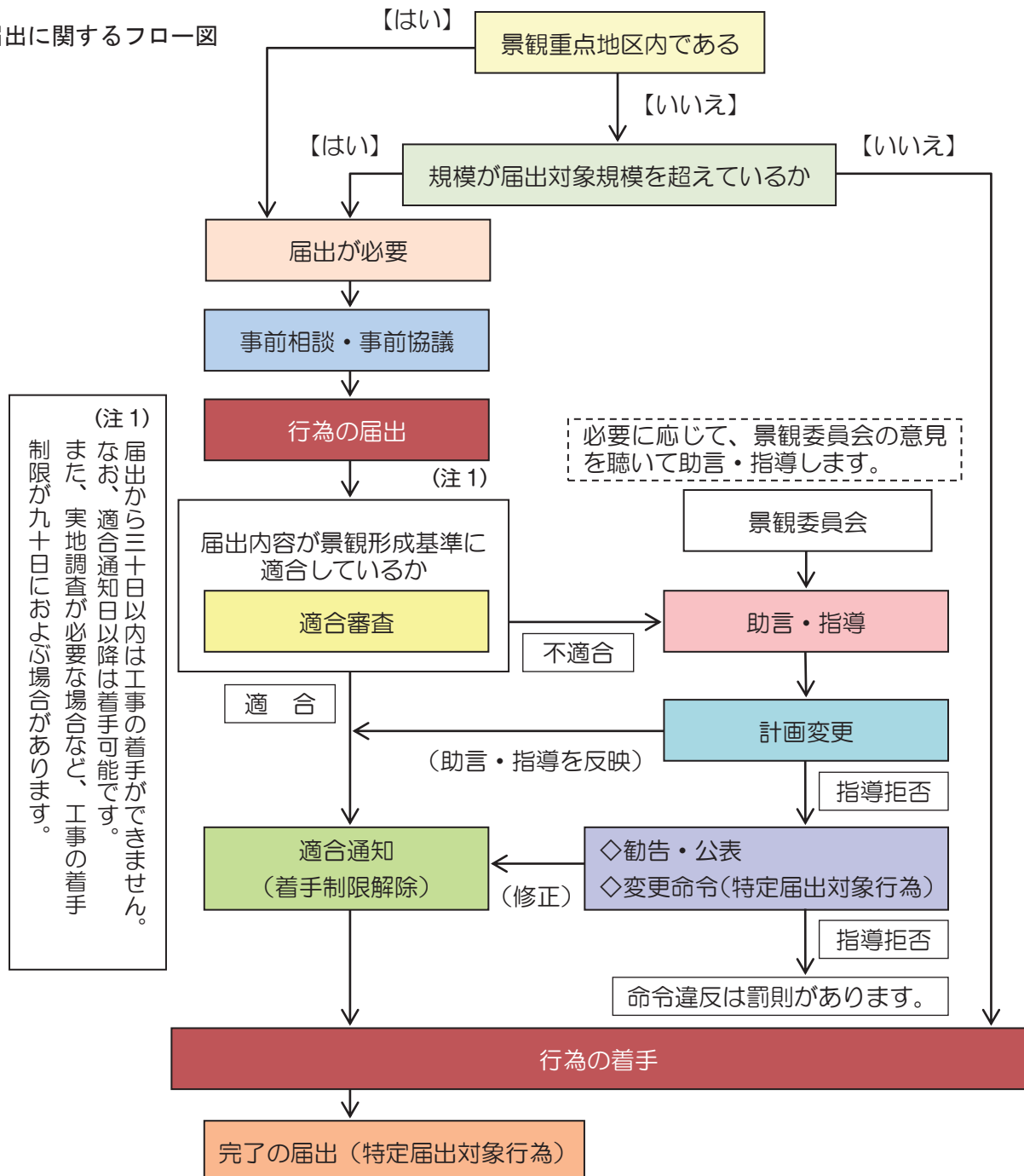
◆届出対象となる主な工作物

種別・内容
①さく、塀、垣（生垣を除く。）、擁壁等
②煙突、排気塔等
③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等
④記念塔、電波塔、物見塔等
⑤高架水槽、冷却塔等
⑥広告塔、広告板等
⑦彫像、記念碑等
⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設
⑩アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設
⑪ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
⑫自動車車庫の用に供する施設
⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

4. 届出の流れ

- 届出対象行為に該当する場合は、行為に着手する30日前までに、市指定の様式にて届け出てください。
 - 市が景観形成基準に基づき審査を行った結果、届出の内容が景観形成基準に適合している場合には、適合通知に基づき工事に着手していただきますが、不適合の場合は、適合するよう計画の変更をお願いします。
- ※改善に関しては、勧告、変更命令等の法的な誘導措置があります。
- ※届出の際には事前相談に努め、十分余裕を持った届出にご協力くださいますようお願いいたします。
- また、届出が必要な規模に関わらず、良好な景観形成のために、景観形成基準を遵守するよう努めてください。

■届出に関するフロー図



5. 景観重点地区の景観形成基準

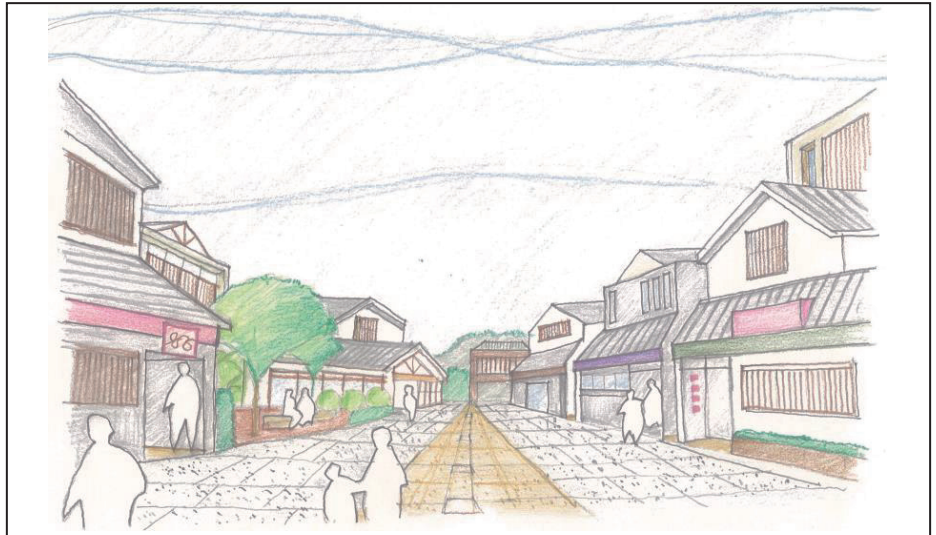
5-1 景観形成モデルイメージ

景観形成基準は、良好な景観を形成するために景観を構成する建築物や工作物、景観を変えることとなる開発行為等について、守るべき事項を示しています。

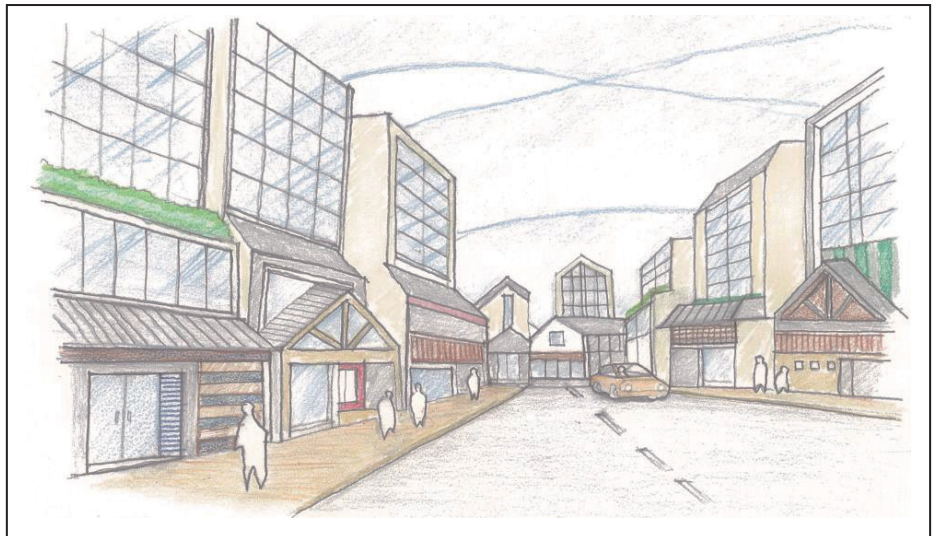
また、景観形成基準には、「共通基準」と「景観路線基準」を設けており、同地区内であっても場所ごとの景観特性に応じ、景観形成モデルイメージが異なります。

地区内における、将来目指すべき景観形成モデルイメージは、次に示すとおりです。

■石畳等修景路線の 景観形成イメージ図



■国道293号・主要地方道 桐生・岩舟線沿道の 景観形成イメージ図



■その他景観重点 地区内（主に住宅地） の景観形成イメージ図



5-2 景観形成基準とイメージ

A：建築要素

できる限り現在の街並みに揃え、連続性を創出しましょう！

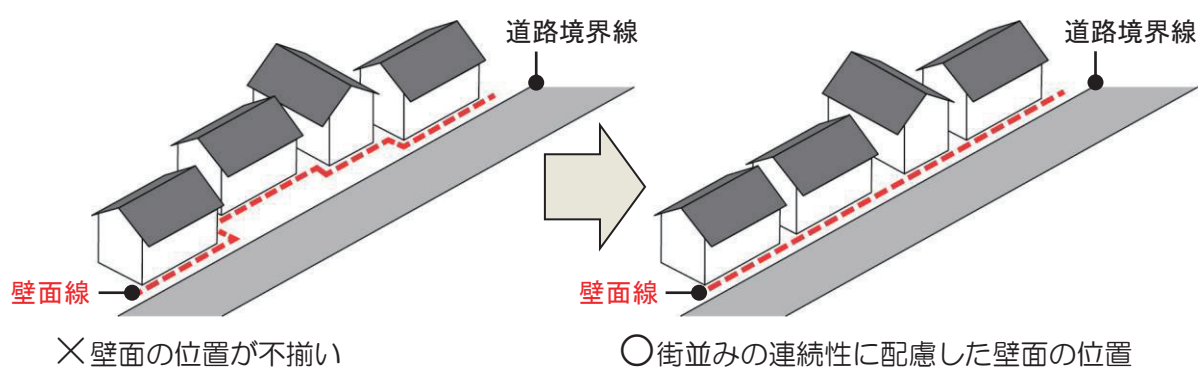
(1) 壁面の位置

□景観形成基準

共通基準	●壁面の位置は、歴史・文化的街並みの連続性を創出し、歩行者への圧迫感の軽減及び緑化空間の確保等、ゆとりある空間の創出を図るため、できる限り現在の街並みに揃える。
景観路線基準	●共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の3階以上の壁面の位置は、できる限り後退させ、低層部の軒線の連続性や歩行者への圧迫感軽減に努める。

<景観形成イメージ>

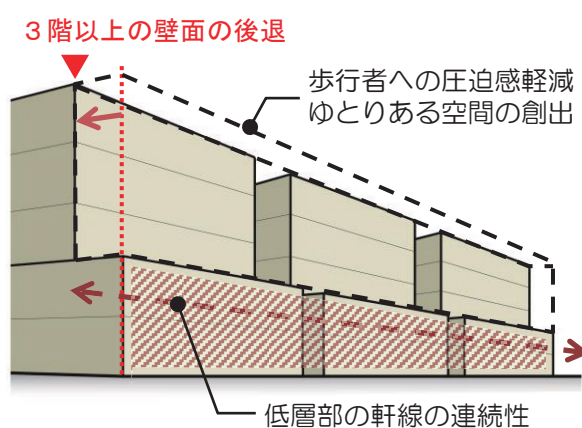
■ 前面の道路境界線からの壁面の位置



- 壁面の位置は、周辺の街並みを考慮し、市と協議して最適な位置を検討しましょう。

■ 3階以上の壁面の位置の後退

景観路線基準



- 3階以上の壁面が後退した街並み



- 3階以上の壁面を後退させた例。低層部の軒線が連続し、後退した部分をテラスとして有効に活用しています。

- 3階以上の壁面の位置の後退により、歩行者への圧迫感を軽減しましょう。

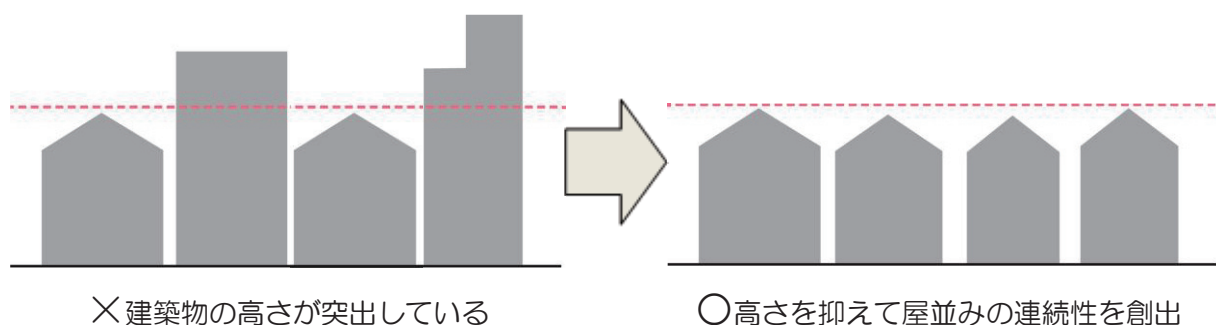
(2) 建築物の高さ

□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り周辺のまちなみから極端に突出することを避け、屋並みの連続性を創出するなど歴史・文化景観に配慮する。 ● 歩行者に圧迫感を与えないようできる限り高さを抑えるよう努める。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の高さは、原則として12m以下とし、それ以外の景観路線に面する建築物の高さは、原則として15m以下とする。

< 景観形成イメージ >

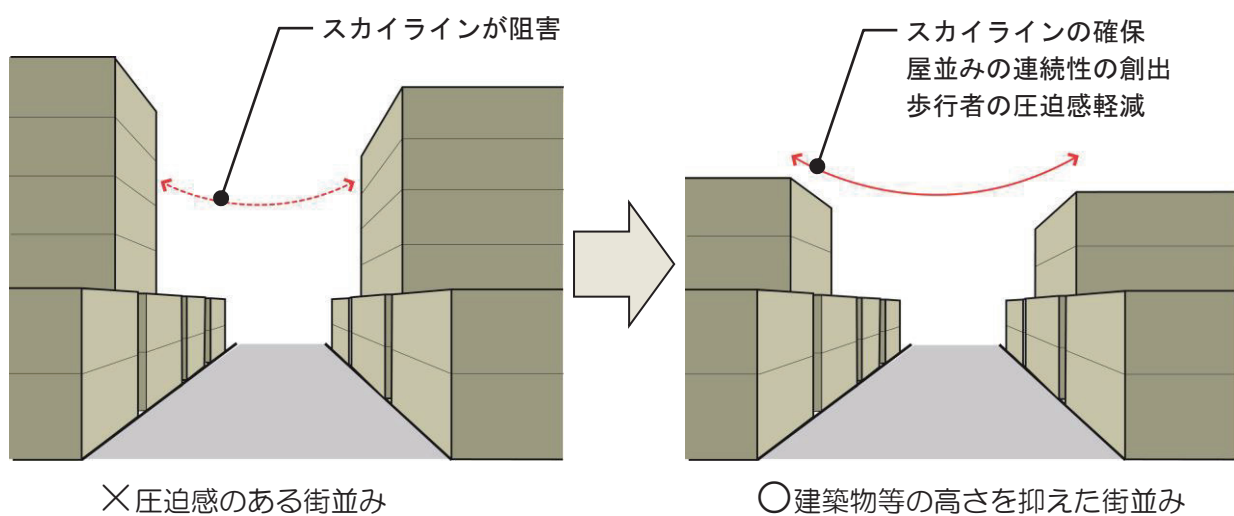
■ 屋並みの連続性の創出



- ・ 建築物等の計画の際には、周辺の土地利用状況や隣接する建築物の高さに配慮し、最適な高さを検討しましょう。

■ スカイラインの確保

景観路線基準



- ・ 景観路線沿道は特に建築物等の高さに配慮するようにします。景観形成基準の高さの制限を遵守したうえで、スカイラインの確保に努めましょう。
- ・ 歴史・文化景観及び自然景観との調和の取れた建築物となるよう、高さを検討しましょう。

A：建築要素

周辺に調和する屋根の形状や素材・色彩に配慮しましょう！

(3) 屋根

□景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史・文化景観と馴染むような落ち着いた色彩を用いて、高彩度色は用いない。 ●上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する建物と色彩や素材が調和するよう心がけ、まとまりのあるまちなみをつくる。 ・色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮し、高彩度色は用いない。 ・主要道路の結節点にある建築物で目立たせる効果を考慮すべきものについても、歴史・文化景観との調和に配慮する。 ・背景の自然景観を阻害しない屋根形態とする。 ・屋根の材質・色彩は、足利学校・鏝阿寺の景観と調和したものとする。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準に加え、景観路線のうち石畳等修景路線に面する建築物の屋根の形状は、原則として勾配屋根とする。また、屋根の色彩については、原則として黒系色とする。

<景観形成イメージ>

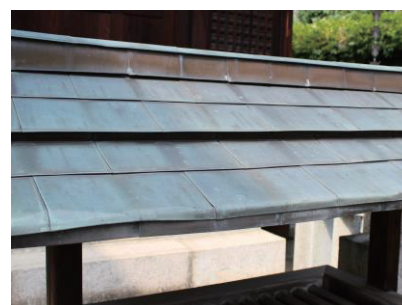
■ 屋根の素材・形態（例）【上段は地区内事例】



日本瓦（J型）



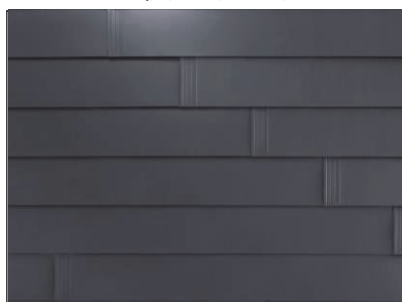
平板瓦（F型）



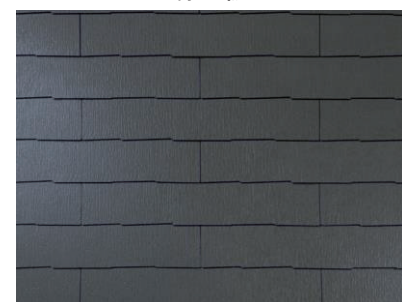
銅板



軽量瓦



金属板

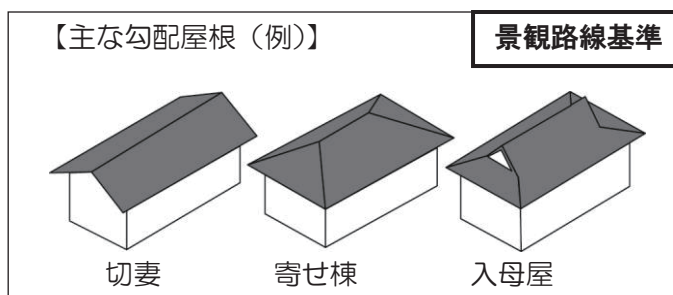


スレート板

- ・屋根は黒・濃い灰色を基本とし、低彩度の落ち着いたものとしましょう。
- ・光沢のある素材や透明な素材などの、歴史・文化景観と調和しにくい素材の使用を避けるよう努めましょう。

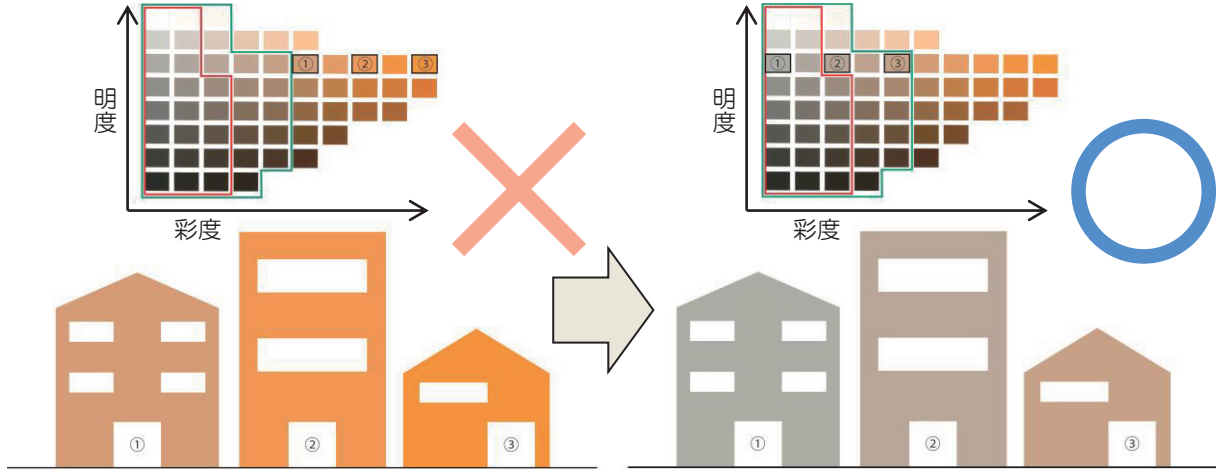
■ 屋根の主な形態

- ・共通基準についても、屋根形状は勾配屋根を推奨しています。



<景観形成イメージ>

■ 外壁の色彩

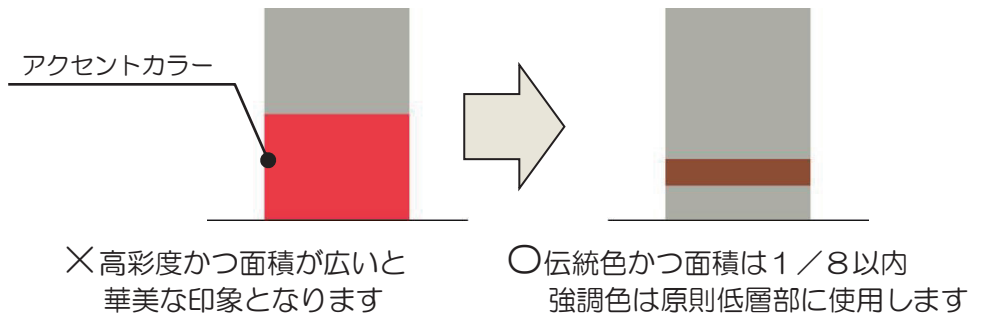


・外壁の色彩が高彩度（枠以外）になると、同じ色相、明度でも派手な色調の街並みとなってしまう、歴史・文化景観と調和しません。

・外壁の色彩は、①景観路線の推奨範囲（赤枠内）、②・③その他景観重点地区内の推奨範囲（緑枠内）に彩度を抑えると、落ち着いたある、歴史・文化景観と調和した街並みが形成されます。

■ アクセントカラー

- ・アクセントとなる強調色を使う場合は、適切な活用を図ります。
- ・13ページに示す伝統色を使用することで、落ち着いたある景観を保つよう努めましょう。



■ 好ましい外壁の仕上げ材（例）【地区内事例】



漆喰・土壁・珪藻土



木材・板張り（下見板）



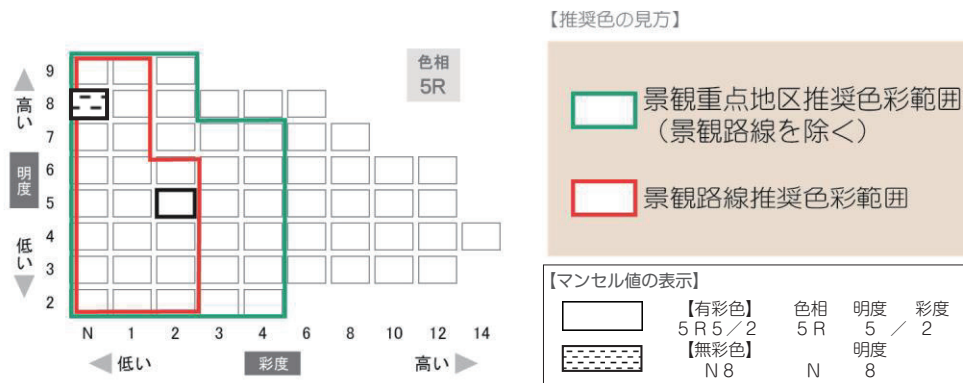
石材

- ・地区の歴史・文化に根ざした素材及び経年変化を意識した仕上げ材には、自然素材を推奨しています。
- ・外壁にサイディングを使用する場合は、上記の写真例に近い仕上がりのものを選びましょう。
- ・セメントモルタル塗り等の場合は砂壁状吹付としましょう。
- ・光沢のある素材などの、歴史・文化景観と調和しにくい素材の使用を避けるよう努めましょう。

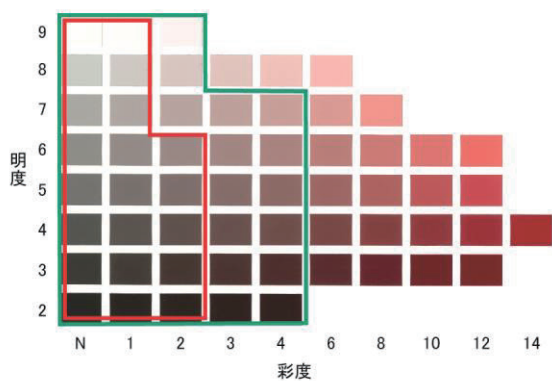
■ マンセル値の定義

色相	・色みの違いを表すものです。R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)を加えた10色相に分かれます。各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。
明度	・色の明るさを表すものです。色票では1から9.5の数値で表します。1に近いほど暗く、9.5に近いほど明るくなります。
彩度	・色の鮮やかさを表すものです。色票では、無彩色の0から14の数値で表します。色相によって彩度の限度は異なりますが、0に近いほど落ち着いた色となり、14に近いほど鮮やかな色となります。

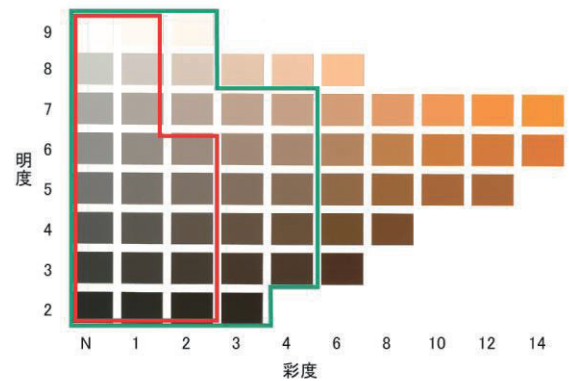
■ 色彩誘導基準【推奨色等とマンセル値】



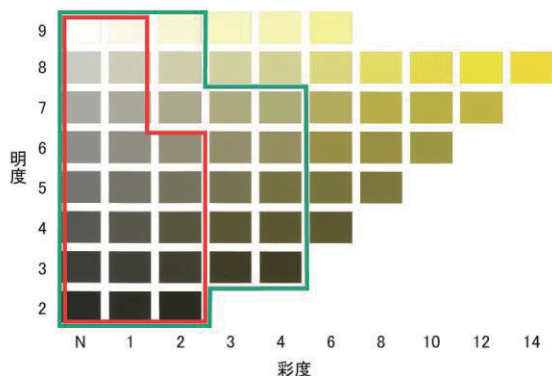
色相:5R(赤)



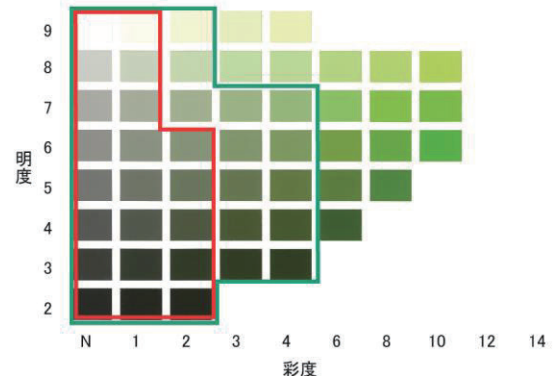
色相:5YR(黄赤)



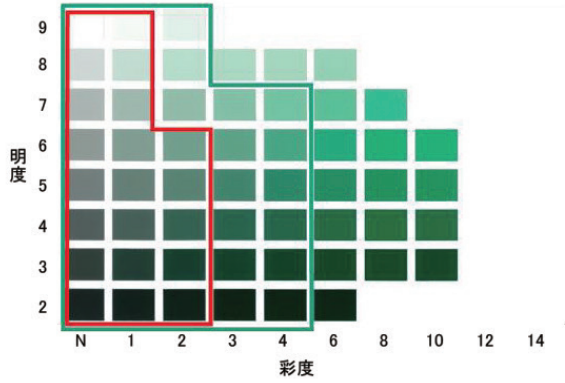
色相:5Y(黄)



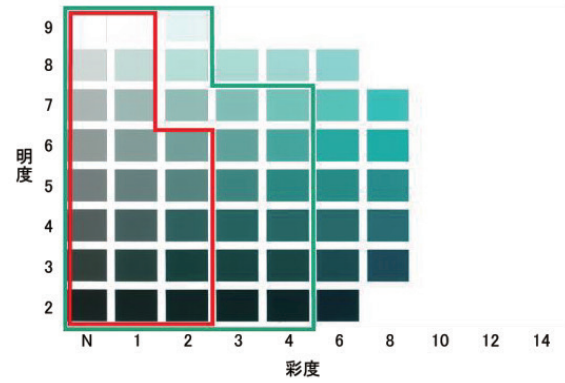
色相:5GY(黄緑)



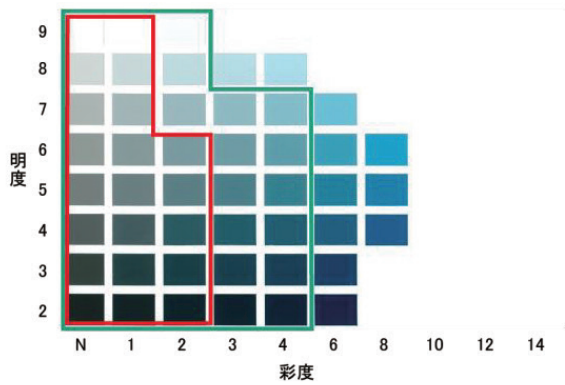
色相:5G(緑)



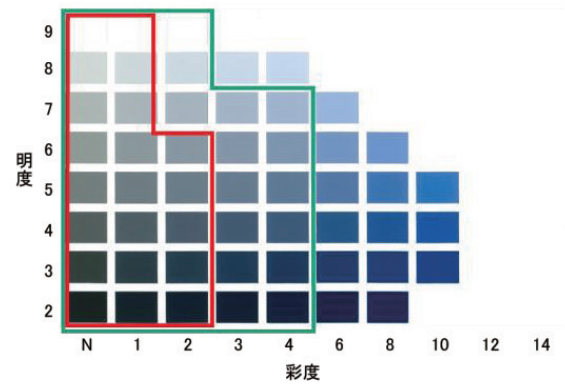
色相:5BG(青緑)



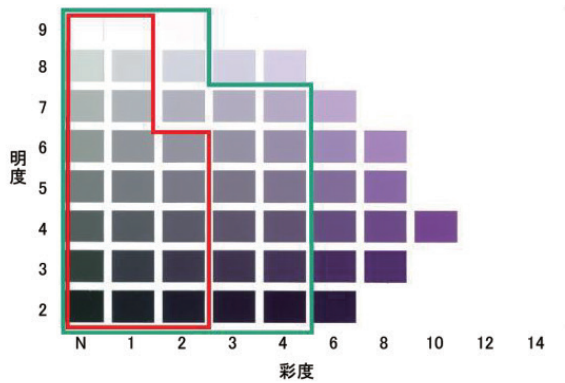
色相:5B(青)



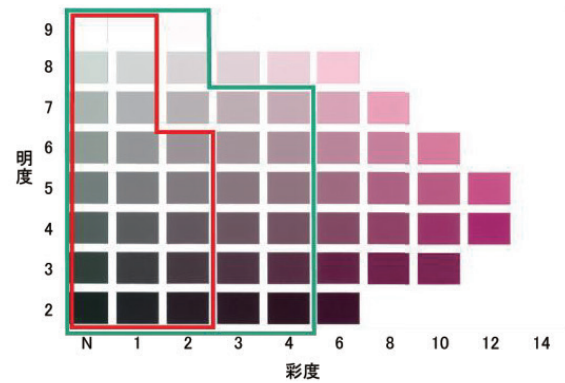
色相:5PB(青紫)



色相:5P(紫)



色相:5RP(赤紫)



■ 伝統色 (例示)

べんがらいろ 【弁柄色】	ときいろ 【鴉色】	きんちゃ 【金茶】	こけいろ 【苔色】	せいどういろ 【青銅色】	あいろ 【藍色】	ふじいろ 【藤色】	えびいろ 【葡萄色】
[7.5R4/8]	[7.5R7/6]	[7.5YR5/8]	[2.5GY5/6]	[10B6/4]	[5PB2/6]	[2.5P7/4]	[5RP3/4]

A：建築要素

外階段はむやみに露出することを避け、デザインを工夫しましょう！

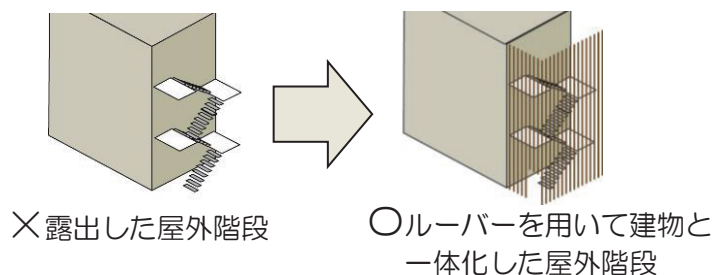
(5) 外階段

□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難階段は、露出して見えないようルーバーなどで覆うか、建物本体と同一の素材や色彩を用い建物本体に組み込むなど一体的なデザインとなるよう配慮する。 ● 意図的に目立たせるデザインとする場合（アクセントとする場合など）は、特に周辺の歴史・文化景観との調和に配慮する。
------	--

< 景観形成イメージ >

■ 屋外階段



・上図のようにルーバーなどで覆うか、歴史・文化景観に配慮した落ち着いた色みや木材を用いるなど、和を感じさせる設えとしましょう。

A：建築要素

開口部は周辺に調和した色彩・素材を用いましょう！

(6) 窓・ベランダ・バルコニー

□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 通りからの見え方に配慮し、できる限り周辺の歴史・文化景観との調和に配慮したデザイン、色彩、素材を採用する。 ● ベランダ・バルコニーは、物干し金具の位置の工夫や不透過性のスクリーンを採用する。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通基準に加え、景観路線に面する窓等の開口部は、原則として歴史・文化景観との調和を図るため、和風のデザイン、色彩、素材とする。 ● 景観路線のうち石畳等修景路線に面して窓面を覆う場合は、和風の縦桁、井桁面格子等を採用する。また、窓枠及び面格子の色彩は、より統一的な歴史・文化景観の形成を図るため、できる限り茶系、黒系色とする。

< 景観形成イメージ >

■ 窓枠等の素材（例）【地区内事例】

景観路線基準



・できる限り木製及び木質の風合いを持つサッシを採用しましょう。
 ・色は茶系、黒系色とし、光沢のないものを選びましょう。

A：建築要素

建築設備類は通りから見えにくいように配慮しましょう！

(7) 建築設備類

□景観形成基準

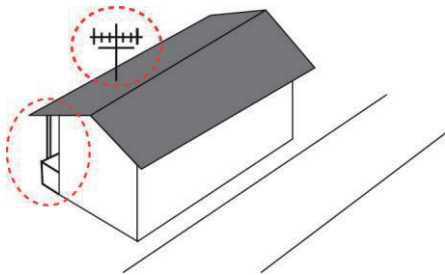
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 室外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置する。 ● スカイラインを乱雑にしないよう、屋上の設備類は、壁面を立ちあげたり屋根の中に収めたりすることで建物との一体化を図る。 ● 一体化が困難な場合は、壁面の仕上げやルーバーで目隠しを行う。 ● 壁面の配管類は建物内に取り込むことが望ましいが、それが困難な場合は目立たない位置に配置し、壁面と同系色の塗装を施すなどの工夫を行う。 ● 上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンテナ類の共同化などを検討する。 ・ 引き込み電線は集約し、できる限り地中化を図る。 ・ 目に留まりやすい部分は、ルーバーや配管などの色彩を工夫する。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通基準に加え、景観路線に面する建築物の外壁には、できる限り設備の設置は避けるよう努める。 ● やむを得ず設置する場合は、通りからの見え方に配慮し、自然素材で覆ったり、設備の背景と同調する色彩となるように工夫する。

<景観形成イメージ>

■ 建築設備の配置と修景

景観路線基準

■ 周辺の景観に配慮した室外機等の設置（例）



○道路から見えない位置に配置



○他都市の例



- ・ ルーバー等の目隠しは、右の(例)のような縦格子に近いデザインや、自然素材を用いることを推奨しています。
- ・ 特に景観路線においては、より通りからの見え方に配慮する必要があります。

<その他配慮すべき事項>

■ 建築物に付属する太陽光発電施設について

- ・ 個人住宅への設置がますます増加している太陽光発電施設ですが、その規模や色彩によっては景観に多大な影響を及ぼします。景観重点地区内においては、設置を極力避けることが求められますが、設置する場合は、歴史・文化景観に配慮する必要があります。

※周辺景観だけでなく、織姫山からの眺望景観にも配慮が必要です。

景観重点地区内共通事項

- ・ 建築物に設置する場合は、原則として勾配屋根に収まるように設置します。できる限り屋根と一体となるように設置しましょう。
- ・ 設備の色は、光沢のない黒・濃い灰色などの落ち着いた色を選びましょう。



- ・ 厚みのない設備を選択し、屋根と一体化するように取り付けることで、目立ちにくくなります。



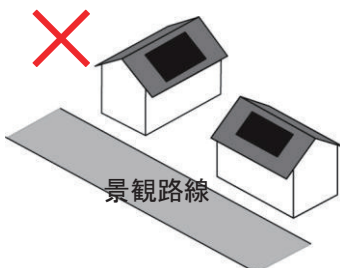
- ・ 設備が棟及び軒先から突き出さないようにしましょう。
- ・ 屋根の上で設備が目立ってしまうと、良好な眺望景観を阻害してしまいます。

景観路線における配慮事項

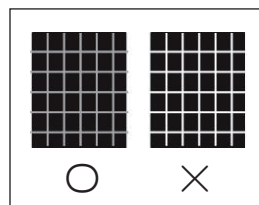
上記に加え、以下のことに配慮しましょう。

- ・ 景観路線から望見できる範囲においては、屋根の上への設置は避けるよう努めましょう。
- ・ 設備の目地が目立たないよう、設備本体の色や、屋根の色彩と合わせるように努めましょう。

- ・ 良好な歴史・文化景観を守るためには、特に目線を集める景観路線沿いに設置することは好ましくありません。



- ・ 光沢のない黒や濃い灰色で、目地が目立たないものや屋根一体型の太陽光発電施設もあります。



- ・ 屋根の色彩や目地に配慮しているため、屋根と一体化して見えます。写真は屋根に設備を埋め込ませており、さらに目立ちにくくしています。

A：建築要素

(8) 建築物の低層部

低層部の階高や見切り線など街並みの連続性に配慮しましょう！

□景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●十分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ●商店街等は透過性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間空間を演出する。 ●低層部の階高や見切り線を揃えるなど、歩行者からの見え方に配慮して効果を高める。 ●上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・目にとまりやすい部分は特にきめ細かいデザインとするなど、歩行者の感覚にあった身近で親しみのもてるスケールとなるよう工夫する。 ・植栽を工夫するなど歩行者が楽しめる演出を施す。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準に加え、景観路線に面する建築物の低層部は、原則として、歴史・文化景観の連続性を確保するため、下屋、庇を隣接建築物間において同調して設置する。

<景観形成イメージ>

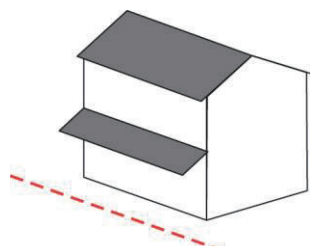
■ 歩行者からの見え方に配慮した低層部（例）【当該地区内】



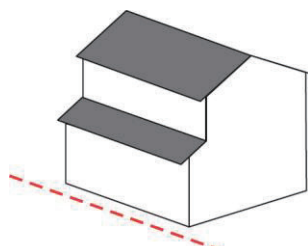
- ・共通基準が対象となる地区においても、街並みの連続性を保つため、庇の設置や意匠的な配慮を検討しましょう。
- ・特に店舗・商店といった用途の建築物については、歩行者からの目線や動線を意識し、親しみやすい店構えとするよう工夫しましょう。

■ 下屋・庇の設置

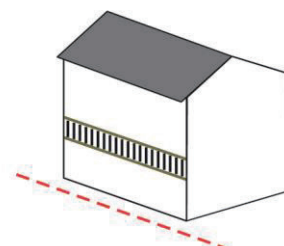
景観路線基準



庇を設置



1階軒高部分に下屋を設置

1階軒高部分に
帯状の意匠的な配慮

- ・道路境界線の関係で、軒・庇の設置が行えない場合は、1階軒高部分に格子の帯等のデザインを設けるなど、連続性を創出する工夫をしましょう。
- ・軒・庇の仕上げ材については、屋根と同質のものとし、統一感に配慮しましょう。

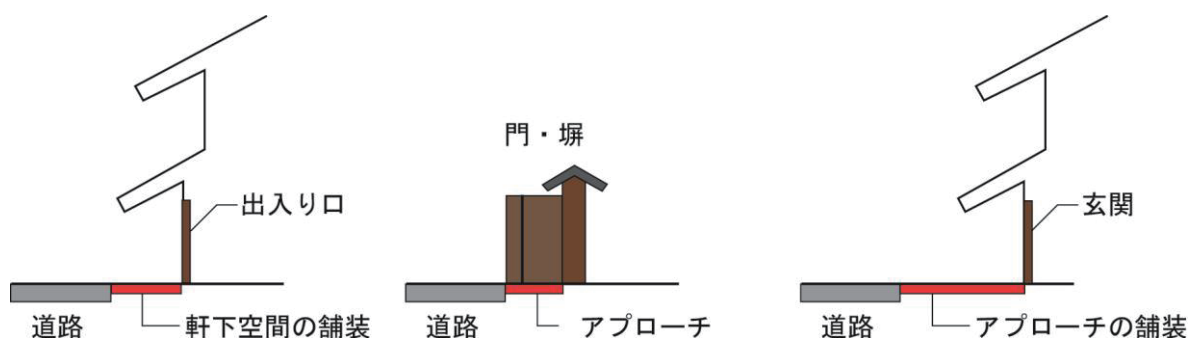
(1) エントランス

□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 植栽やモニュメントなどの設置により、うるおいのある空間となるように努める。 ● 車や歩行者の動線を考慮して十分な空間が確保できるよう開放的なエントランスとする。 ● 上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 街並みとしての調和に配慮しながら、親しみやすいエントランスの演出を図る。 ・ ゲートや舗装のデザインなどにより入り口らしい空間を工夫する。
------	--

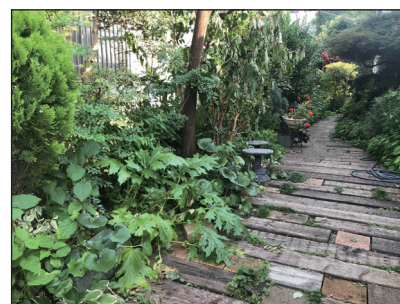
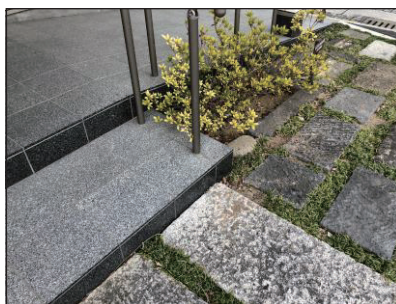
< 景観形成イメージ >

■ 和を感じさせる素材・植栽（例）



・ 玄関アプローチの舗装は、通りからの見え方に配慮し、石張りや洗い出し仕上げなど、歴史・文化景観と調和するよう、石や土等の自然素材を用いることを検討しましょう。

■ エントランス（例） [地区内事例]



石や木材などの自然素材と植栽をうまく配置した例



一般住宅



集合住宅



店舗

B：外部空間

通りから目立たないような配置や植栽等を工夫しましょう！

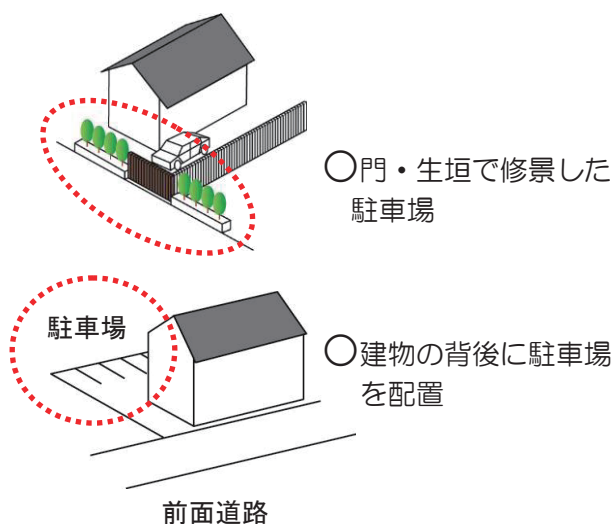
(2) 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場

□景観形成基準

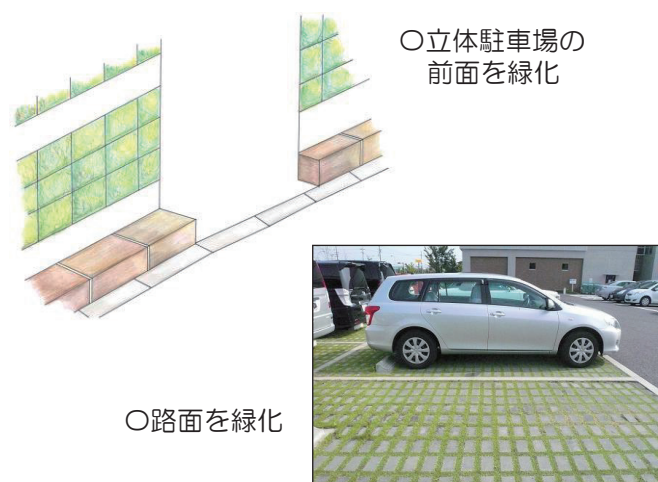
<p>共通基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場は、通りから目立たないような配置の工夫や植栽（高さは駐車場の場合、車のボンネット以上。）の設置などデザインに配慮する。 ● 駐車場の出入口は配置や誘導サインに留意し、歩行者との動線が極力重ならないよう配慮する。 ● 上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青空駐車場の場合、芝ブロックなどにより、単調な空間に変化をつけると同時に環境に配慮した工夫を行う。 ・ 立体駐車場の壁面は、壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化などによって周辺建物との違和感がないよう気をつける。 ・ ゴミ置場は、回収方法を考慮しながら囲いの形やボックスなどのデザインを工夫し、建物の素材や色彩との一体感を持たせる。また、床や壁材は管理の容易な汚れにくい素材を使用する。
<p>景観路線基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観路線に面しては、駐車場を設置しないように配置を工夫する。やむを得ず景観路線に面して駐車場を設置する場合は、できる限り道路に面する側を歴史・文化景観との調和に配慮した意匠や色彩を用いた柵、塀あるいは格子戸等を設置するよう努める。

<景観形成イメージ>

■ 駐車場等の修景・配置

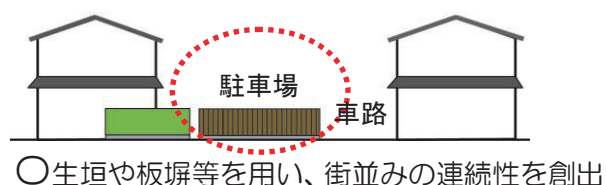


■ 芝ブロックなど緑化の配慮（例）



■ 駐車場前面の配慮（例）

景観路線基準



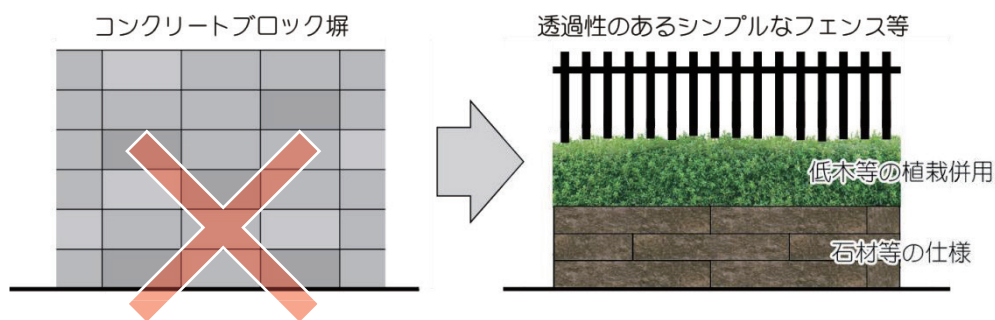
(3) 敷地の境界部

□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●原則としてブロック塀や擁壁の設置は避け、周辺の歴史・文化景観との調和を図り、通りに圧迫感を与えないよう道路境界線に面する部分は生垣を設ける。また、柵を必要とする場合は、透過性の高いフェンスとし、植栽を併用する。 ●やむを得ずブロック塀を設置する場合は、地盤面からの高さを0.9m以下とし、前面を緑化する。また、石材や表面に凹凸のあるブロックなど、大壁面を単調とせず陰影を表現する。 ●法面は緩やかな傾斜とし、緑化に努める。 ●フェンスの色彩は、周囲の景観に調和した黒や茶などの目立たない色にする。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none"> ●共通基準に加え、景観路線に面する敷地の境界部に柵、塀を設ける場合は、できる限り周辺の歴史・文化景観と調和するよう、自然素材を用いた仕様とする。

< 景観形成イメージ >

■ 塀や柵（フェンス）・生垣の設置



・ブロック塀や擁壁の設置を避け、生垣や透過性の高いフェンスとする。

■ 生垣に適した樹種例



■ 歴史・文化景観に配慮した塀の形態・意匠の例【当該地区内】



・景観路線に面して柵や塀を設ける場合は、生垣、土壁、板塀、石材等の自然素材を用いるようにしましょう。

B：外部空間

うるおいとゆとりのある街並み景観を創出しましょう！

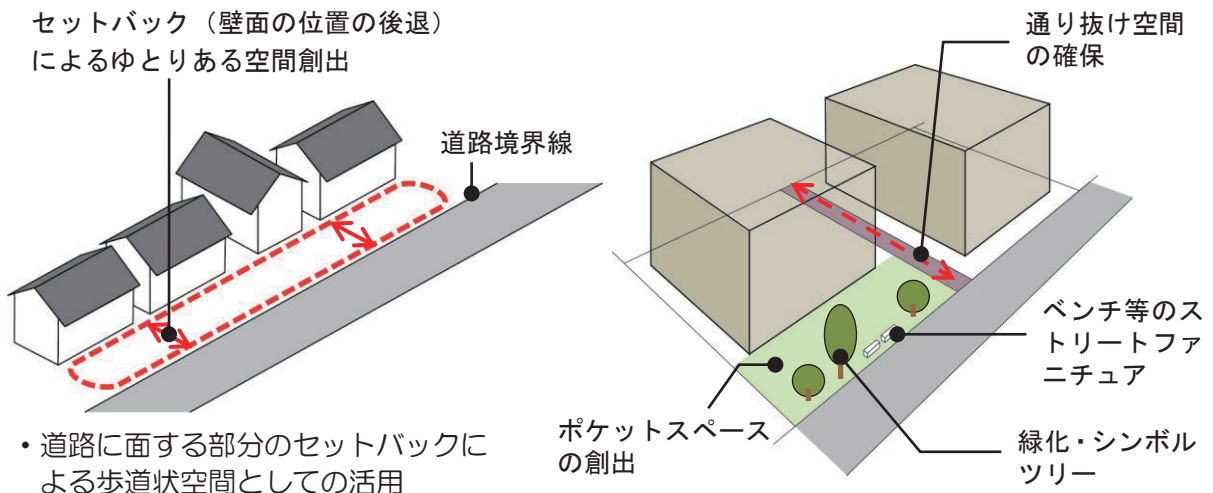
(4) 前面空地

□景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●通りの歩行者空間が狭い場合は、道路に面する部分をセットバックし歩道状空地として活用し、公共と民間が協力してゆとりある空間を生み出す。 ●上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ歩行者が快適に感じるようなポケットスペースなどを創出する。 ・大規模な敷地では周辺の歩行者の動線に配慮して、敷地内に半公共的空間として通り抜け空間の確保を検討する。 ・採光や通風、ゆとり空間の創出のため、隣地から一定の空間を確保するよう努める。 ・壁面後退部分を歩行者空間として利用する場合は、歩道との連続性を考え、舗装材やストリートファニチュアなどのデザイン選定を検討する。 ・わかりやすさのために特徴づけが必要な主要道路の結節点では、街角広場やシンボルツリーなどの演出を検討する。 ・壁面後退部分は駐車場として利用せず、やむを得ず設置する場合は緑化に努める。
------	---

<景観形成イメージ>

■ 前面空地の半公共的空間としての活用（例）



・大規模な敷地での半公共的空間の確保

- ・歩行者からの目線や、動線を意識したゆとりある空間としましょう。
- ・ただし、周辺の街並みに考慮し、壁面線を揃えることを妨げるものではありません。その場合には、前面道路から見える空間に植栽等を用いて、うるおいある景観を演出するよう努めましょう。

C：付属施設等

広告は必要最低限で周辺に調和したデザインにしましょう！

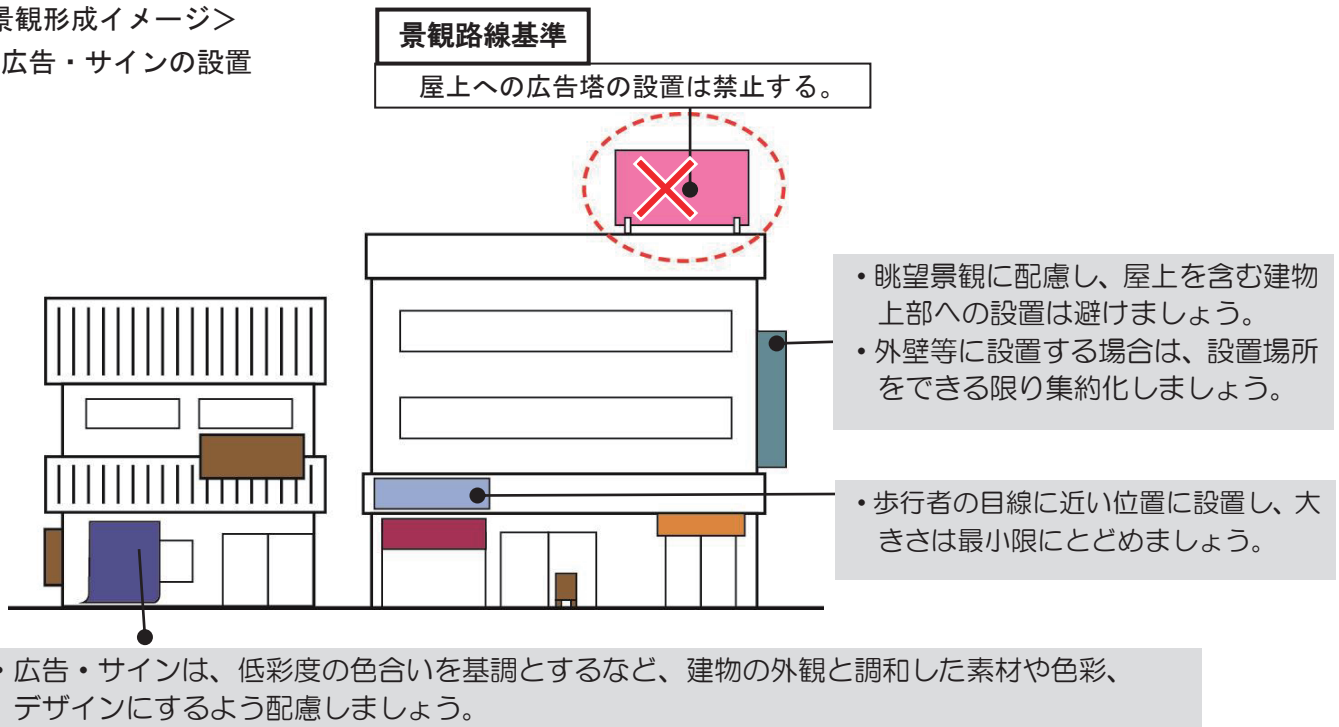
(1) 広告・サイン

□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none">●機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。●広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。●ポール等の色彩は、歴史・文化景観に配慮したものとする。●違和感がないよう歴史・文化景観に配慮しながら、住民に愛着をもたれるような色彩の選択などの工夫を行う。●建物と一体となっている広告・サインは、本体と同じ色調とする。
景観路線基準	<ul style="list-style-type: none">●共通基準に加え、景観路線に面する建築物に掲載する広告・サインは、原則として自家用のみとする。また、原則として建築物の屋上への広告塔の設置は禁止する。

< 景観形成イメージ >

■ 広告・サインの設置



■ 歴史・文化景観に配慮した広告物・サインの例【地区内事例】



C：付属施設等

照度や光源、高さなど周辺に配慮した照明を設置しましょう！

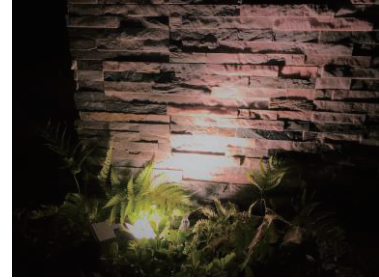
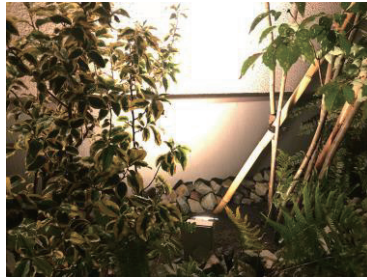
(2) 屋外照明

□景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史・文化景観に配慮して照度や光源、設置する高さなどの設定を行う。特に住宅地の主要な歩行者空間では、暗がりをつくらないように防犯上必要な照度を全体として確保する。 ●周辺住宅、特に戸建て住宅への光もれに留意する。 ●上記の他、以下の点に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・低めのポールや壁面取り付け型フットライトを用いるなど、歩行時の安全性の確保や誘導灯としての役割、落ち着いた演出などを心がけ、用途に応じた適切な灯具のデザインを検討し、過度な演出とならないようにする。
------	--

<景観形成イメージ>

■ 屋外照明の例【地区内事例】



- ・特に石畳等修景路線においては、和を感じさせるデザインの照明を選びましょう。

C：付属施設等

夜間においても安全・安心で落ち着いたまちを演出しましょう！

(3) 屋内照明

□景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街の低層部には、極カショーウィンドウを確保するなど、夜間においても明るく開放的な演出を行う。
------	---

<景観形成イメージ>

■ 屋内照明の例【地区内事例】



- ・特に賑わいを創出したい場所については、夜間景観にも配慮しましょう。

(1) 広告塔、広告板、高架水槽、擁壁等

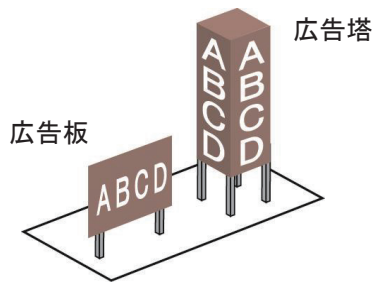
□ 景観形成基準

共通基準

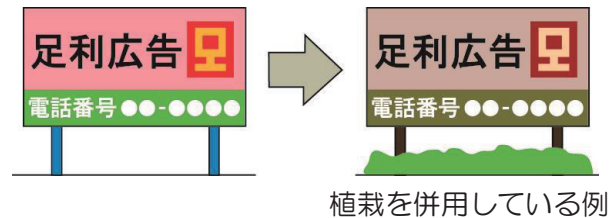
●原則として建築要素の基準に準じながら、周辺の歴史・文化景観に配慮した位置、規模、色彩及びデザインとする。

< 景観形成イメージ >

■ 広告塔・広告板の例



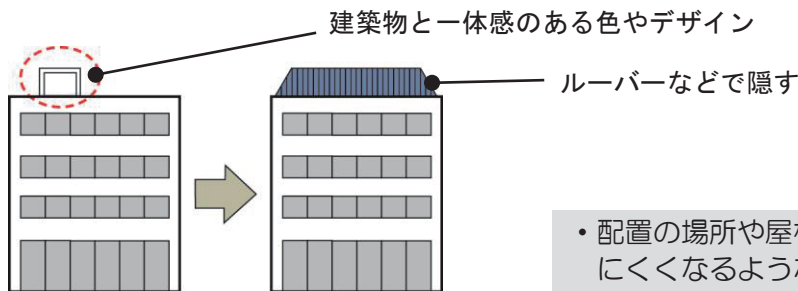
•にぎわいを創出したい場所においては、低彩度の落ち着いた色彩を基調とし、強調色には伝統色の使用を検討しましょう。



•ポール(支柱)や枠の色は茶系、黒系色とすると、落ち着いた景観を保つことができます。

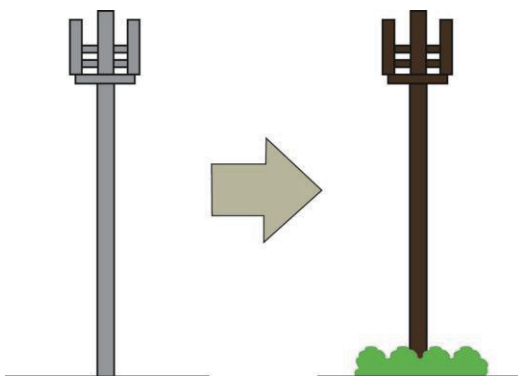
植栽を併用している例

■ 高架水槽の例



•配置の場所や屋根の形状を活かして、見えにくくなるような工夫をしましょう。

■ 鉄柱・電波塔の例



•前面道路から目立たない場所に後退させるようにしましょう。
•できる限り高さや幅を抑えましょう。
•塀や柵を設ける場合は、B:外部空間(3)敷地の境界部(20ページ)を参考に、周辺の景観に配慮したものとしましょう。

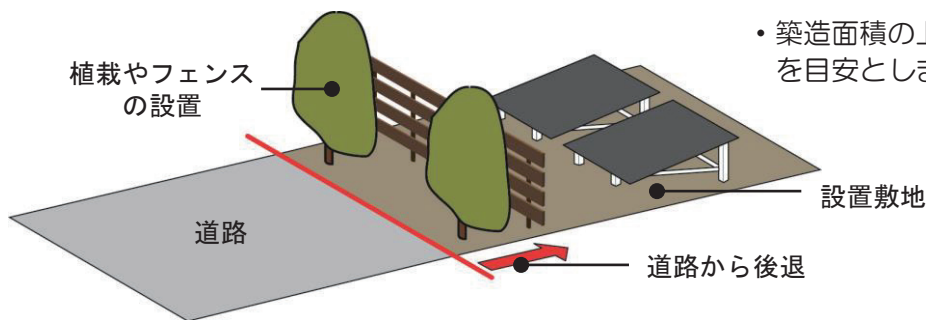
<その他配慮すべき事項>

■ 自立式の太陽光発電施設について

- ・空地を利用した太陽光発電施設の設置が進んでいますが、景観重点地区においては、歴史・文化景観に配慮し、**極力設置を控える必要があります**。設置する場合は、周辺の景観に調和するよう配慮することが求められます。
- ・また、本地区は自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例における保全地区となっております。設置する場合は、許可基準を遵守していただく必要がありますので、併せてご確認ください。

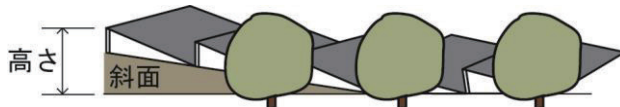
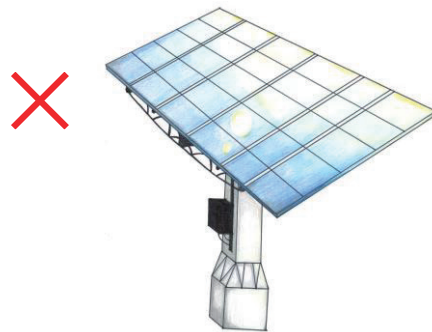
景観重点地区内共通事項

- ・隣接する土地との境界部は避けて設置し、周囲に植栽やフェンスを施すなど、道路から容易に望見できないように努めましょう。
- ・できる限り高さや大きさを抑えましょう。
- ・可動式の太陽光発電施設の設置は避けるよう努めましょう。



- ・築造面積の上限は当該土地の建蔽率を目安とします。

- ・植栽は常緑樹を選ぶなど、四季をとおしでの見え方に注意しましょう。
- ・フェンスの色は、目立ちにくい黒や茶を採用しましょう。



- ・植栽(中木程度)やフェンスで遮蔽できる程度の高さ及び大きさにしましょう。

- ・足利学校・鏝阿寺周辺地区は、自然景観と歴史・文化景観が共存する空間です。人工的な動きをする可動式の太陽光発電施設の設置はふさわしくありません。

景観路線における配慮事項

上記に加え、以下のことに配慮しましょう。

- ・遮蔽する柵やフェンス自体の素材・デザインにも配慮が必要です。自然素材を用いた仕様とするなど、歴史・文化景観に配慮したものとしましょう。

E：その他

高低差を生じないように、長大な法面・擁壁を避けましょう！

(1) 土地の形質の変更

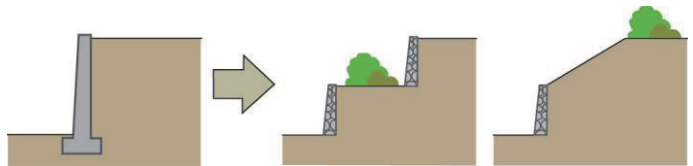
□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● できる限り現況の地形を変更しないよう努める。 ● やむを得ず変更が必要な場合は、現況地盤面と極端な高低差を生じないように努めるとともに、長大な法面及び擁壁の設置は避ける。
------	--

< 景観形成イメージ >

■ 擁壁の分節化や植栽の修景

- ・ 現況地盤面との極端な高低差を避け、分節化や植栽で修景する。



擁壁の分節化・植栽・緩やかな勾配による修景

E：その他

堆積物が容易に望見できないよう植栽や塀等で遮蔽しましょう！

(2) 物件の堆積

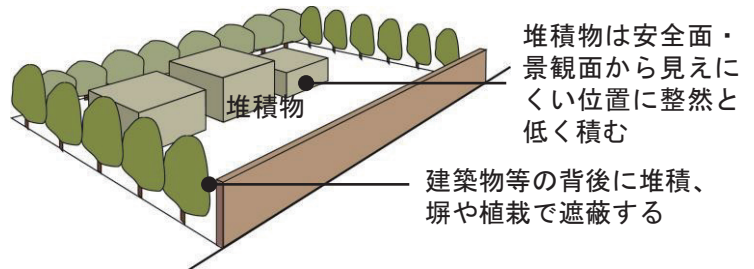
□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として物件の堆積は避けること。 ● やむを得ず物件の堆積が必要な場合は、できる限り堆積の高さを低く抑えるとともに、周辺の歴史・文化景観を阻害しないよう前面道路から堆積物が容易に望見できないよう、適切に堆積物を遮蔽する。 ● 堆積物の遮蔽は、歩行者等への安全性を十分確保しながら、植栽や周辺の歴史・文化景観に配慮した形態・色彩の塀等の設置によるものとする。
------	---

< 景観形成イメージ >

■ 堆積物の遮蔽や植栽の修景

- ・ 堆積物は、安全面・景観面に考慮し、見えにくい位置に低く積みましょう。



E：その他

緑化を図り、うるおいある空間を創出しましょう！

(3) 植栽緑化

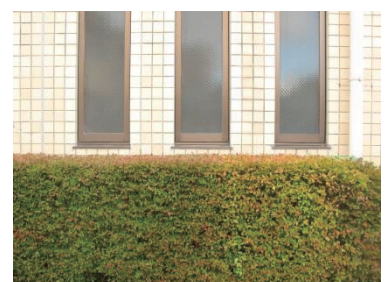
□ 景観形成基準

共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の樹木や地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ● 建物等の周辺や法面は、樹木や草花で緑化を図り、四季折々の季節感を演出し、うるおいある空間を創出する。
------	---

< 景観形成イメージ >

■ 植栽緑化の事例【地区内事例】

- ・ 四季をとおしての見え方に配慮して、植栽を選びましょう。



6. 景観づくりの進め方

魅力ある景観を形成するためには、市民・事業者・行政が、景観法や足利市景観計画の理念を理解し良好なパートナーシップのもとに、それぞれの立場での役割と責務を果たすことが必要です。

(1) 市民の役割

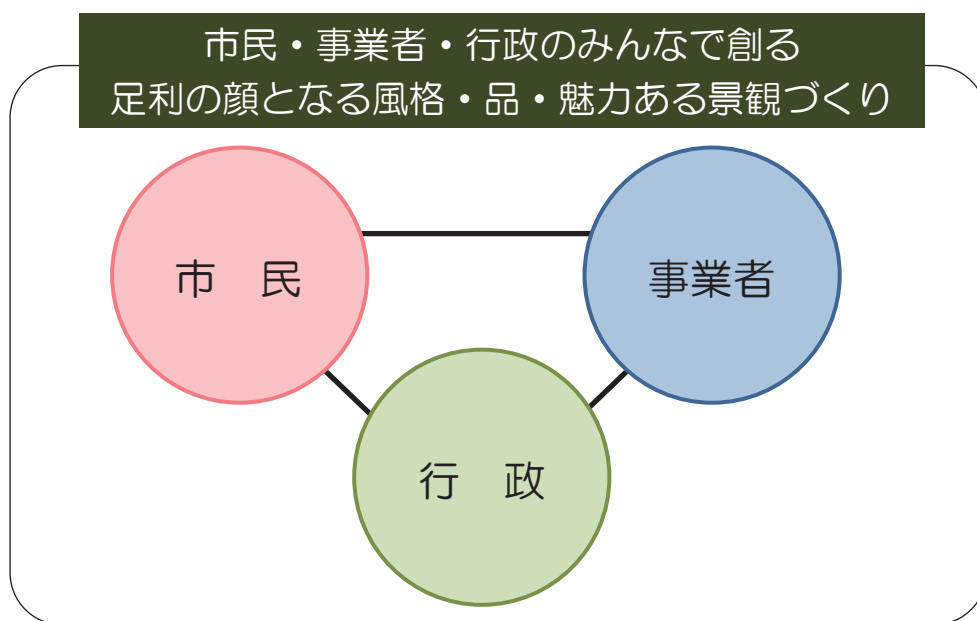
- ①自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。
- ②地域における良好な景観形成活動に積極的に参加し、ボランティアや地域リーダーの育成に努めます。
- ③市が実施する良好な景観の形成のための施策に協力します。

(2) 事業者の役割

- ①事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めます。
- ②地域における良好な景観形成活動への積極的な参加や良好な景観づくりに配慮した事業の実施に努めます。
- ③市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力します。

(3) 行政の役割

- ①良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、先導的な役割を果たします。
- ②良好な景観の形成のため、景観法やその他の法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めます。
- ③建築物の建築等及び道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たします。
- ④良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じます。



- 足利学校・鏝阿寺周辺の石畳等修景路線においては、特に歴史的な街並みや魅力ある都市景観を促進するため、市が定める修景等基準を満たした建築物を設置・修景するときは、その費用の一部を助成する足利市歴史的まちなみ修景の補助制度の活用をご検討ください。詳細は、都市計画課までお問合せください。

▼出典

- 7 ページ： 右下：イメージ図
HP「大阪まちなみ賞」より
- 9 ページ： 軽量瓦・金属板・スレート板写真
HP「ケイミュー株式会社」(屋根材カタログ)より
- 16 ページ： 右下：写真
HP「株式会社カナメ」(株)カナメ 屋根一体型太陽電池【カナメソーラールーフ】より
- 19 ページ：写真
HP「尾張旭市」より
-



足利市景観形成ガイドライン

令和元年 8 月発行

発行 足利市 都市建設部 都市計画課
〒326-8601

足利市本城三丁目 2 1 4 5

電 話 0 2 8 4 - 2 0 - 2 1 6 7

F A X 0 2 8 4 - 2 1 - 1 9 4 6